

## VI 推進計画

### 1 計画の推進

- 計画に位置づけた事業については、関係機関等との連携を図りながら、担当課が主体となって計画を進行管理し、推進する。
- 総合教育会議などにより、市長と教育委員会の共通理解を図り推進する。

### 2 計画の点検及び評価

- 計画に位置づけた事業の内容については、「伊丹の教育 事業実施計画」等により報告する。「伊丹の教育」は、伊丹市ホームページ上で公表する。
- 計画に位置づけた事業の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条により、毎年度「伊丹の教育 成果報告編」等により公表する。

伊丹市第 2 次教育振興基本計画に基づき、担当課が主体となって事業を実施する。  
毎年度、PDCA サイクルに基づく見直しを行い、次年度の事業に反映させる

